タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者	
［略］	［略］

2　［略］

（筆記試験の科目の範囲）

第十条　令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。

科目	範囲
［略］	［略］
一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令	［略］

2　［略］

（技能試験）

第十二条　令第十条の技能試験は、次の表の上欄に掲げる電気工事士試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項の全部又は一部について行うものとする。

試験の種類	事項
［略］	［略］
第二種電気工事士試験	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物等の検査 九　一般用電気工作物等の故障箇所の修理

タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し五年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者	
［略］	［略］

2　［略］

（筆記試験の科目の範囲）

第十条　［同上］

［同上］	［同上］
［略］	［略］
一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令	［略］

2　［略］

（技能試験）

第十二条　［同上］

［同上］	［同上］
［略］	［略］
［同上］	一～七　［略］ 八　一般用電気工作物の検査 九　一般用電気工作物の故障箇所の修理

備考　表中の［　］は注記である。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二及び様式第十八中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。